



平成 29 年 7 月 31 日

各 位

会社名 : 株式会社UKCホールディングス
(コード : 3156 東証第一部)
代表者名 : 代表取締役社長 福寿 幸男
問合せ先 : グループ執行役員
経営企画部門長 大澤 剛
(TEL : 03-3491-6575)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表いたしました「第8期有価証券報告書の提出、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正、並びに平成29年3月期決算短信の提出、過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載の通り、過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局に提出するとともに、過年度に係る決算短信等の訂正を行い、その内容を開示いたしました。

これに伴い、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を関東財務局に提出いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第4期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

第5期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

第6期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

第7期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下の通り訂正いたします。
訂正箇所は、_を付して表示しております。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る

内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の連結子会社である UKC ELECTRONICS (H.K.) CO.,LTD. (以下、「UKC 香港」という。)における前渡金等の資産の評価について精査が必要となることが判明しました。

このため、当社は、社外専門家を補助者として選定し社内調査を実施したところ、一部の前渡金に関連した売掛金回収に対する疑義が高まりました。

そこで、当社は、平成 29 年 5 月 30 日に当社とは利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、本件疑義の事実関係の調査、原因究明を実施いたしました。平成 29 年 7 月 19 日に受領しました、第三者委員会の調査報告書等により、以下の事実が判明いたしました。

- 本件対象取引における前渡金の一部が売掛金に還流しており、UKC 香港が意図的に売掛金の回収偽装を行った
- UKC 香港の売掛金の回収実態に照らして合理的な見積りに基づく貸倒引当金計上がなされなかった
- 当事者取引として売上総額を表示したビジネスの一部に代理人取引として純額表示すべき取引があり、売上が過大に表示されていた

これにより、当社は過年度の決算を修正するとともに、平成 25 年 3 月期から平成 28 年 3 月期までの有価証券報告書、及び平成 27 年 3 月期第 1 四半期から平成 29 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

以上のことから、当社及び子会社の全社的な内部統制並びに、決算・財務報告プロセスの以下の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

- 海外グループ会社管理部門・コンプライアンス部門・内部監査部門などの本社管理部門の弱体
- リスク管理の視点の欠如
- 取締役会の機能不全
- 売上計上、売掛債権管理、引当金計上プロセスにおいて、上記事実に係る内部統制の整備及び運用が不十分であったこと

本件は当事業年度末日以降に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、重要な不備を是正するために第三者委員会からの提言を踏まえ、第三者委員会報告書検討委員会 (以下、「報告書検討委員会」という。) を設立し、当社の新しい体制構築に資する施策を立案し、再発防止を推進してまいります。

以上